

「住基ネットと世帯情報等との関係について」

令和3年6月30日
総務省自治行政局

住基ネット・住民基本台帳・住民記録システムの情報

住基ネットの情報

氏名(旧氏※1、通称※2) (住基法第30条の6第1項)
住所
生年月日
性別
マイナンバー
住民票コード
これらの変更情報

4情報

※1 住民票に旧氏が記載されている日本人住民の場合
※2 住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

住民基本台帳（住民票）の情報（住基法第7条）

- ・ 世帯情報(世帯主である旨、世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
- ・ 戸籍の表示(筆頭者の氏名及び本籍)
- ・ 住民となった年月日
- ・ 一の市町村の区域内で新たに住所を変更した者の住所を定めた年月日
- ・ 新たに市町村の区域内に住所を定めた者の住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- ・ 選挙人名簿への登録の有無
- ・ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格に関する事項
- ・ 児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項
- ・ 政令で定める事項

・ DV等支援措置対象者の情報

(住民基本台帳事務処理要領第5-10及び平成24年9月26日
付け総行住第89号総務省自治行政局住民制度課長通知)

: 申出者、加害者、支援措置(例:住民票の写しの交付請求の拒否等)
を求めるもの等の情報

・ 除票簿(除票)の情報(住基法第15条の3第1項)

: 住民票に記載していた事項のほか、住民票を消除した事由(転出の場合には転出により消除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(転出届に基づき住民票を消除した場合は転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日

住民記録システムの情報 (※標準仕様書の対象となる情報に限る。)

マイナンバー法別表第二に掲げる事務のうち世帯情報を利用している主な事務

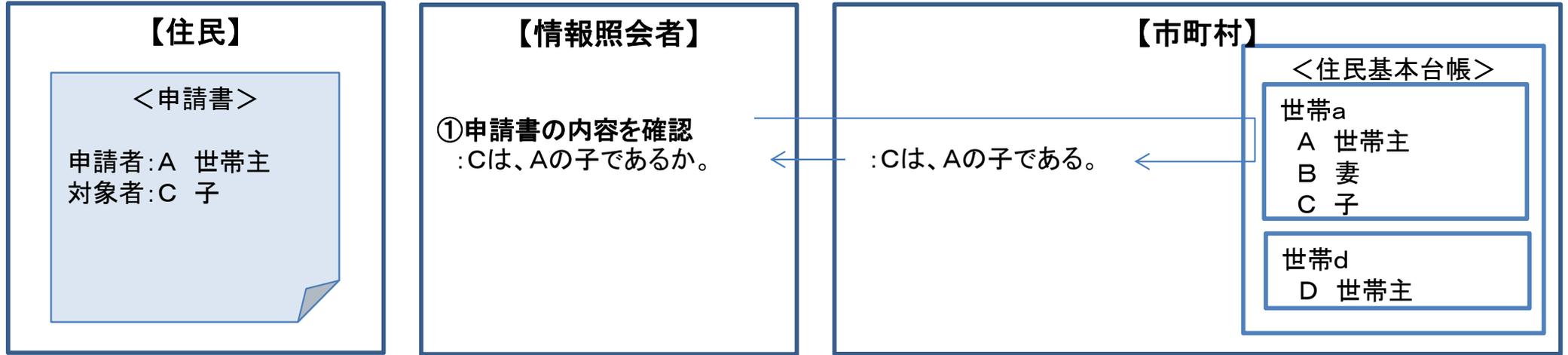
情報照会者	事務（事務の根拠となる法律）	内訳（事務手続）	照会件数	
			内訳	合計
厚生労働大臣	国民年金の給付、一時金の支給、保険料の納付に関する処分、保険料その他徴収金の徴収（国民年金法）	保険料免除等の申請の処分	47,733,276	88,762,317
		保険料納付の免除勧奨	33,664,102	
		保険料免除等の申請の処分（継続免除）	5,578,102	
		その他	1,786,837	
厚生労働大臣又は 共済組合等	厚生年金の給付、一時金の支給（厚生年金保険法）	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	5,624,484	14,170,492
		老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	5,162,045	
		遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知	2,305,402	
		その他	1,078,561	
厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給（年金生活者支援給付金の支給に関する法律）	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	10,374,180	10,374,657
		その他	477	
市町村長等	児童手当又は特例給付の支給（児童手当法）	現況の届出に係る事実の審査	566,194	853,102
		認定の請求に係る事実の審査	218,417	
		住所等の変更の届出に係る事実の審査	46,129	
		その他	22,362	
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給（健康保険法）	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	347,428	381,443
		健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	33,978	
		その他	37	
都道府県知事	特定医療費の支給（難病の患者に対する医療等に関する法律）	特定医療費の支給認定	344,514	347,724
		特定医療費の支給認定の変更	2,785	
		特定医療費の支給認定の申請内容変更	425	
文部科学大臣又は 都道府県教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律）	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	190,590	275,730
		特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	85,140	
後期高齢者 医療広域連合	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収（高齢者の医療の確保に関する法律）	一部負担金に係る所得の額の算定	131,814	263,488
		保険料の賦課	131,674	
地方公務員共済組合 又は全国市町村職員 共済組合連合会	年金である給付の支給（地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法）	退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	55,722	157,697
		遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	37,168	
		遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	34,109	
主な事務以外も含めた世帯情報を利用しているすべての事務の合計				116,129,826

（注）情報照会者及び事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の別表第二に掲げられているもの。また、照会件数は、平成29年7月18日から令和3年4月1日までの累計の件数。

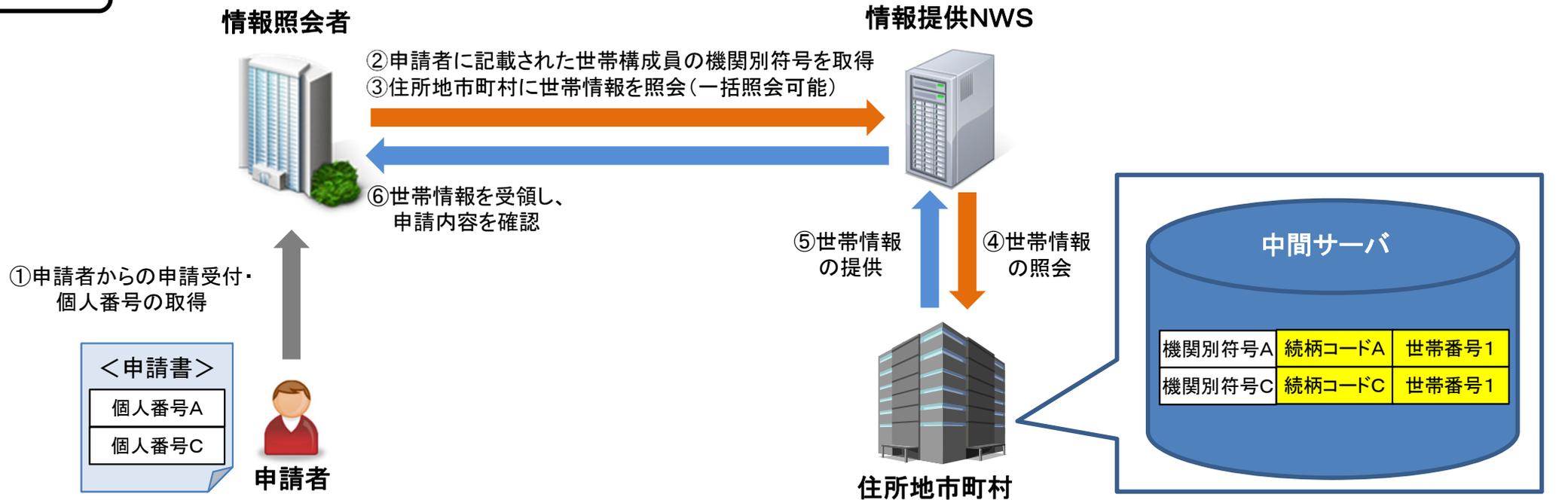
情報連携による世帯情報の確認方法

パターン1: 申請書に記載された者が同一世帯の者であること及び記載された続柄が正しいことの確認

(例) 遺族基礎年金の支給決定(遺族が死亡者と同一世帯(生計を維持))、被災者支援金の支給決定(世帯主であることの確認)



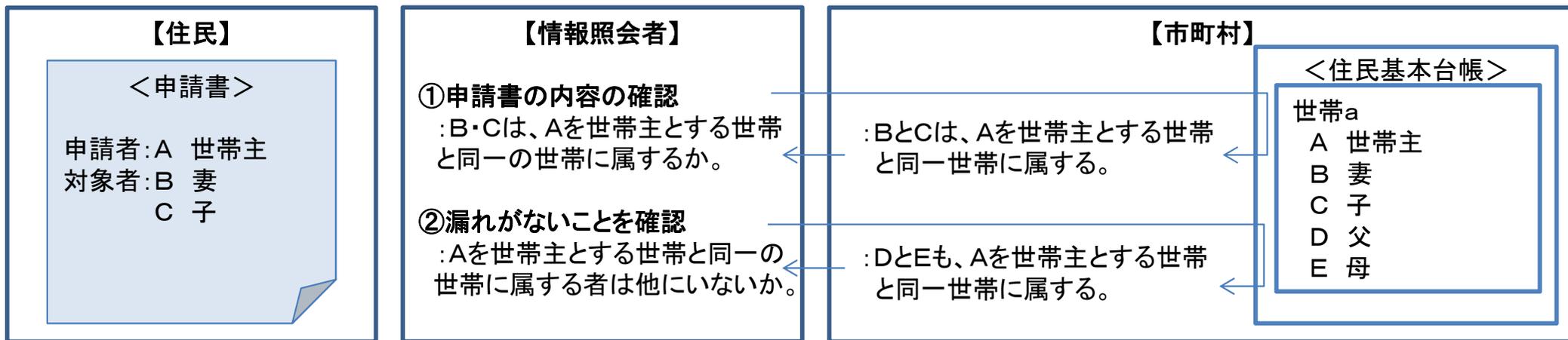
イメージ



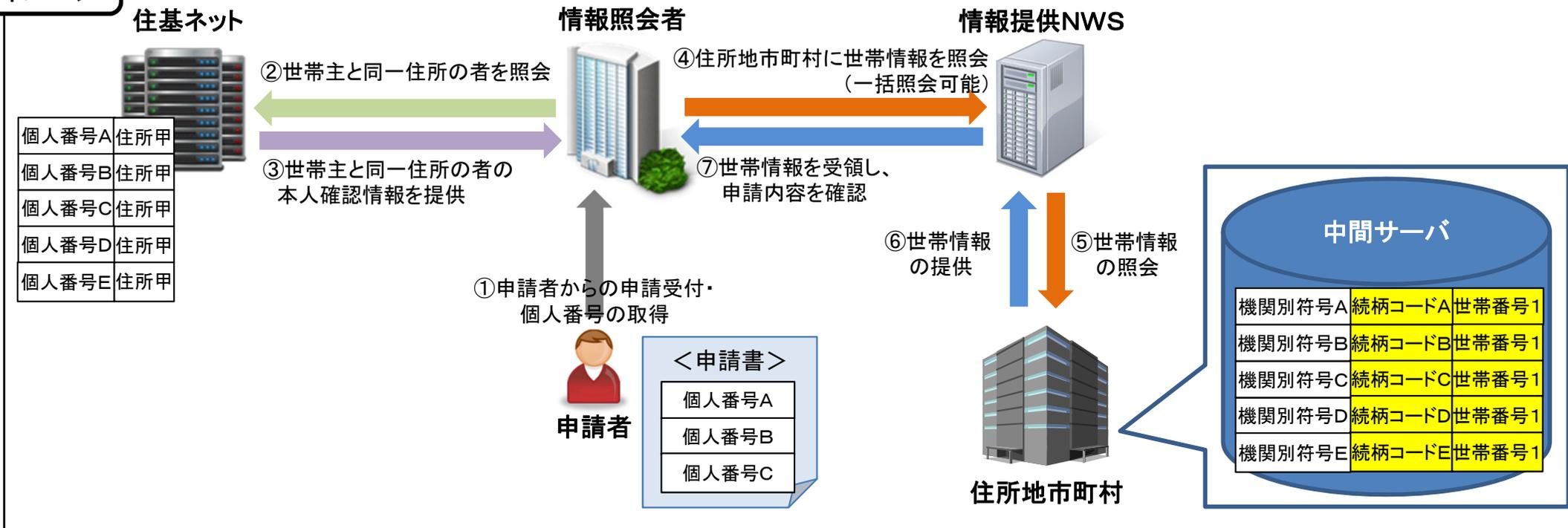
情報連携による世帯情報の確認方法

パターン2: 申請書の世帯情報の確認 & 申請書に記載の世帯員に漏れがないことを確認

(例) 健康保険料の決定(世帯全員の所得)、老人ホームへの入所の措置及び費用の徴収に当たっての扶養関係の確認



イメージ



(参考) 「世帯」の住民基本台帳法上の取扱い

- 原則として住民基本台帳は、個人単位の住民票を世帯ごとに編成して作成するものとされている。このように住民票は個人単位を原則としているのに対して、住民基本台帳は世帯ごとの編成としているのは、通常、住民の日常生活は世帯を単位として営まれていること、国民健康保険事務、生活保護事務、住民への連絡事務など、世帯を単位として処理されている市町村事務が極めて多いことなどの実態を踏まえ、世帯ごとの編成の方が合理的・能率的な事務処理に資すると考えられるからである。
- 世帯情報を住民票の記載事項としているのは、住民の日常生活は世帯を単位として営まれているのが一般的であり、市町村が行う行政の中には、生活保護など世帯を単位として処理するものがあることから、住民個人の同一性を明らかにする氏名等とともに、居住関係を公証するに当たって必要な事項と考えられるからである。
- 住民基本台帳法においては、住民票について個人を単位として作成することにしたことと同様の理由により、第一義的には本人に届出義務を課しているところである。しかし、実際上は住所の変更等は世帯を単位として行われることが多く、世帯主が世帯員に代わって一括して行うことが、住民にとっても行政事務処理上も便利である。
- 住民基本台帳法第26条は、世帯主は、世帯員の委任の意思の有無に関わらず、世帯員に代わっていつでも住民基本台帳法第4章又は第4章の3の規定による届出ができることとともに、世帯員が意思能力を欠く場合など届出をすることができない場合には、その世帯員に代わって世帯主に届出義務を課すことについて定めたものである。(出典:「全訂住民基本台帳法逐条解説」)

◎住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(抄)

(住民基本台帳の作成)

- 第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。
- 2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。
- 3 (略)

(住民票の記載事項)

- 第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする。
- 一～三 (略)
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五～十四 (略)

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

- 第十二条 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者(当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次条第一項において同じ。)は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。
- 2～7 (略)

(世帯主が届出を行う場合)

- 第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の三の規定による届出をすることができる。
- 2 世帯員がこの章又は第四章の三の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

DV等支援措置の概要

目的

- DV等（※1）の加害者が、住民票の写し等の交付等（※2）を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。

※1 DV等…ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為

※2 住民票の写し等の交付等…住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付

DV等支援措置の概要

- DV等の被害者が市町村長にDV等支援措置を申し出て、当該市町村長が支援の必要性があると認めた場合、加害者からの住民票の写し等の交付等（※2）の請求が制限される。

- * 住民基本台帳法（第11条の2、第12条、第12条の3、第12条の4、第15条の4、第20条、第21条の3）での措置

請求が不当な目的によることが明らかな場合や相当と認めることができない場合には、閲覧させない、交付しない。

- * 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（第4条第2項、第13条2項）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（第1条第2項、第10条）での措置

DV等被害者本人又はDV等被害者と同一世帯の者による住民票の写し等の交付等の請求の場合にも、請求事由を明らかにさせる（通常の場合は明らかにさせる必要はない）。

- * 住民基本台帳事務処理要領での措置

住民票の写し等の交付等（※2）の制限について具体的な支援措置を規定。

- ①支援措置を受けることができる対象者

- ・ 支援措置の申出者及び申出者と同一の住所の者

- ②支援措置の内容

- ・ 加害者からの請求 → 不当な目的があるものとして、閲覧させない、交付しない。
- ・ 支援対象者本人からの請求 → 住民票の写し等の交付のみによる対応とし、加害者の支援対象者本人へのなりすましを防止するため、代理人又は郵送による請求を認めない。
- ・ その他の第三者からの申出 → 厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を行う。

DV等支援措置の課題①

<近年のDV等支援措置に係る緊急事案報告一覧(H28～R2年度の5年分)>

○情報漏えい件数

年度	報告件数	漏えい元内訳	
		住基事務	住基事務以外
H28	6	6	0
H29	7	4	3
H30	11	9	2
R1	18	7	11
R2	9	7	2
計	51	33	18

○漏えい発生原因別件数

※上段:住基担当課のミスによるもの下段:住基担当以外のミスによるもの

※1つの事案において複数の原因によるものがあるため、必ずしも当該年度の件数とは一致しない。

年度	支援措置責任者			システム		マニユアル	支援の決定	証明書の交付				情報共有								その他	
	責任者の判断誤り	交付担当者との引継ぎミス	責任者への未確認	解除権の無制限	警告無視	制度の理解不足	連絡誤り	請求者の確認不足	依頼者の確認不足	請求理由確認不足	請求内容確認不足	当初受付町村からの連絡漏れ	転送を受けた市町村での処理漏れ	庁内での共有漏れ	庁内での未連携	庁内他部署の確認漏れ	システムへの迅速な反映	本庁・支所間での連絡誤り	電話による漏えい		
H28		3	4	3	4		1				1										
H29		1	3	1	2						1				1	2			1	1	1
H30	2	2	4	3	4	2		1	3	1	2										1
R1	1		3	3	3	2			2			1	2								1
R2	1		1	1	1	1			1		1	1	3	2			1				1
計	4	6	15	11	14	5	1	1	6	1	5	2	5	2	0	0	1	1	1	1	4
	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	0	0	1	6	7

DV等支援措置の課題②

<漏えい原因の概要・傾向>

- 1, システム上で警告が表示されていても、責任者に確認を行わず、交付担当者の判断で発行制限を解除してしまうケースが多い。(H28:3件、H29:1件、H30:3件、R01:3件、R02:1件)
- 2, また、「支援対象者は女性で、加害者は男性(夫)である」という思い込みから、漏えいにつながった事例も複数見受けられる。(H28:1件、H29:1件、H30:1件)
- 3, 他部局から漏えいしたものの内、住基担当課が情報提供を(本来する手順になっていたのに)していなかったものが令和1・2年にそれぞれ1件ずつ発生している。
- 4, 他部局からの漏えいについては、主には他部局の担当者の警告無視や住基担当課への確認漏れであるが、近年、当該事務においてDV等支援措置を想定していなかったケースが見受けられる。(R1:3件、R2:1件)
- 5, 特定事務受任者からの請求において、依頼人の確認を行わず、または確認を行ったものの依頼人に見せないよう伝えるなどして交付したケースが複数発生している。(H30:3件、R1:2件、R2:1件)
- 6, 戸籍謄本と併せて戸籍の附票の写しを請求された場合に、戸籍謄本については交付が可能であるため、混同して戸籍の附票の写しも交付するケースもH28・30年に1件ずつ発生している。
- 7, 特徴通知から漏えいした6件中3件が、加害者が被害者の勤務先関係者であることを想定していなかったことを原因にあげている。
- 8, し尿くみ取りやプレミアム付き商品券など、保健福祉や税以外の部署からの漏えいが見受けられるようになったことも近年の特徴。